

（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）

第 30 条の 3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第 2 号から第 5 号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第 1(5)項ロに掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。

- (1) 就寝の用に供する居室（建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。第 4 号及び第 5 号において同じ。）
- (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第 13 条第 1 号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。）から下方に数えた階数が 2 である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）
- (4) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端
- (5) 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が 7 平方メートル以上である居室が 5 以上存する階（この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分
 - ア 廊下
 - イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端
 - ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。

- (1) 壁又ははりから 0.6 メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
- (2) 天井から下方 0.15 メートル以上 0.5 メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5 メートル以上離れた位置に設けること。

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 17 年総務省令第 11 号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第 2 条第 4 号に掲げるものをいう。この表において同じ。）

第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器
------------------	---

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限值となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。

(2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。

(3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

(4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

【解釈及び運用】

1 第1項

(1) 第1号

「**就寝の用に供する居室**」とは、普段就寝に使われている部屋のことをいう。子供部屋や、日中は居間として使用していても、夜間にその場所で就寝する場合は「**就寝の用に供する居室**」に含まれる。ただし、来客が一時的に就寝するような客間は除かれる。

また、季節により就寝する場所を変えている場合は、その時に就寝場所としている部屋が「**就寝の用に供する居室**」となる。

問 店舗併用住宅でみなし従属により令別表第1（4）項の防火対象物となる防火対象物の住宅部分に住宅用防災警報器等の設置を要するか。

答 住宅の用途に供される部分は設置を要する。

問 共同住宅の屋内階段にも住宅用防災警報器等の設置を要するか。

答 共同住宅は、それぞれの個人の住宅内のみが対象となり、共用部分である廊下、階段、エレベーターホール、機械室、管理事務所等については、設置を要しない。

(2) 第2号

「前号に掲げる住宅の部分が生ずる階から直下階に通ずる階段の上端」とは、居室が生ずる階から直下階に通ずる階段の図30-3-1に示す部分をいう。

なお、屋外から直接専用階段にて上階へ上がる長屋住宅については、階段が生ずる階から直下階に通じていないことから、階段の上端に住宅用防災警報器の設置を要しない。(図30-3-2参照)

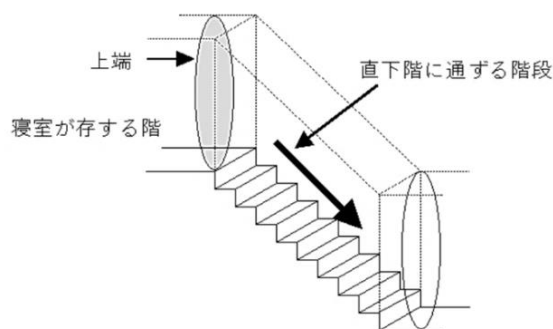


図30-3-1

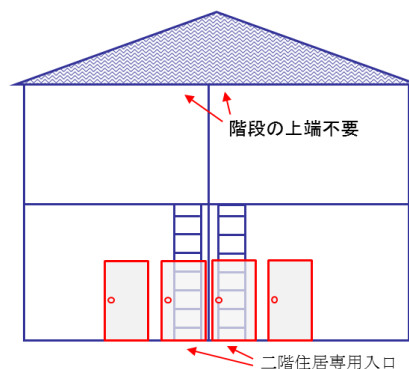


図30-3-2

(3) 第3号

例えば、3階建ての住宅において、3階のみ就寝の用に供する室が生ずる場合は、1階から2階への階段の下端に設置を要することとなる。(図30-3-4参照)

ただし、2階に居室があり、本条第2号の規定により1階から2階への階段の上端に設置を要することとなった場合は不要となる。(図30-3-5参照)

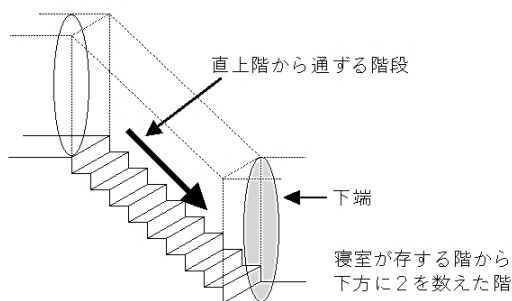


図30-3-3

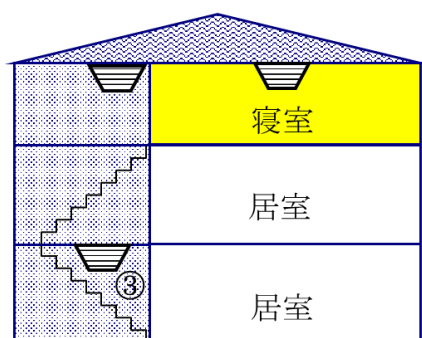


図30-3-4

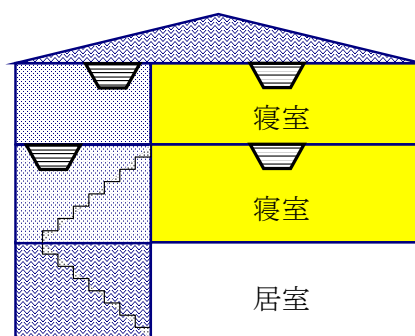


図30-3-5

(4) 第 4 号

例えば、3 階建ての住宅において、避難階である 1 階のみに就寝の用に供する室があり、かつ、3 階にも居室がある場合に、2 階から 3 階に通ずる階段の上端に設置を要することとなる。（図 3 0 - 3 - 6 参照）

ただし、3 階が非居室である場合は不要となる。（図 3 0 - 3 - 7 参照）

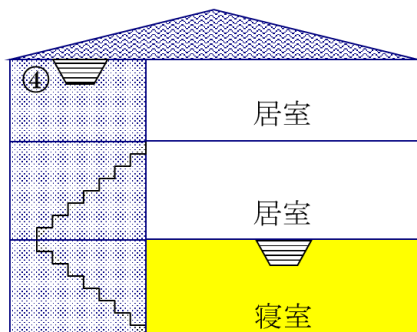


図 3 0 - 3 - 6

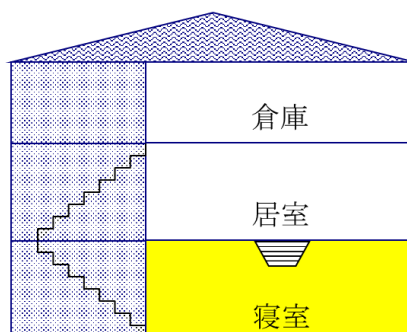


図 3 0 - 3 - 7

(5) 第 5 号

ア 第 5 号ア

例えば、1 階に 7 ㎡以上である居室が 5 以上あり、1 階以外にある居室を就寝の用に供する居室として使用している場合は、1 階の廊下に住宅用防災警報器の設置を要することとなる。（図 3 0 - 3 - 8 参照）

なお、7 ㎡とは、通常、畳四畳半以上の広さの部屋が該当する。

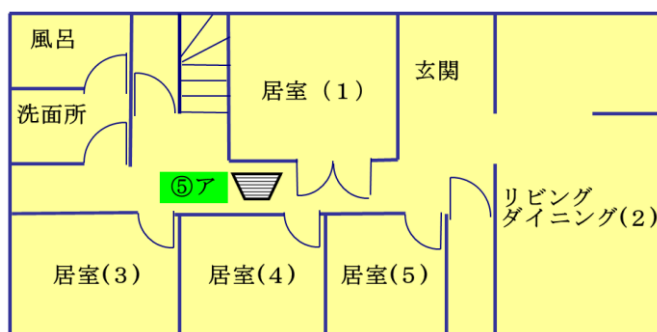


図 3 0 - 3 - 8

イ 第 5 号イ

例えば、2 階に 7 ㎡以上である居室が 5 以上あり、廊下がない場合で、1 階にある居室を就寝の用に供する居室として使用したときは、1 階から 2 階へ通ずる階段の上端に住宅用防災警報器の設置を要することとなる。（図 3 0 - 3 - 9 参照）

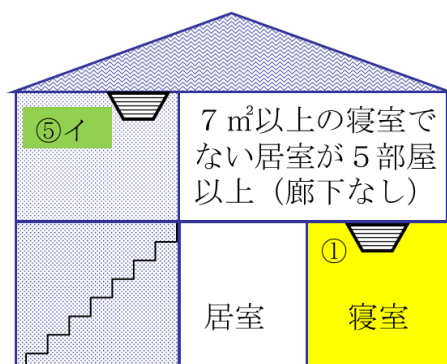


図 3 0 - 3 - 9

ウ 第5号ウ

例えば、1階に7㎡以上である居室が5以上あり、廊下がない場合で、2階にある居室を就寝の用に供する居室として使用したときは、1階から2階への階段の下端に住宅用防災警報器の設置を要することとなる。(図30-3-10参照)

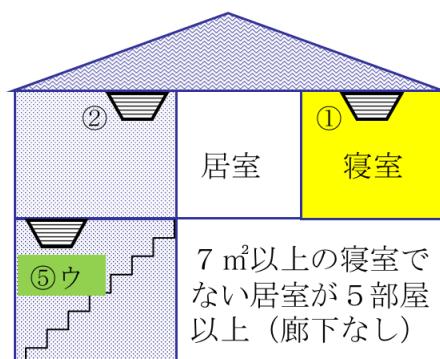


図30-3-10

2 第2項

(1) 第1号

天井の屋内に面する部分に設ける場合にあつては、壁又ははりからの距離が0.6m以上の位置に設置しなければならない。(図30-3-11、30-3-12参照)
この場合の距離は、住宅用防災警報器の感知部の中心までの位置とすること。

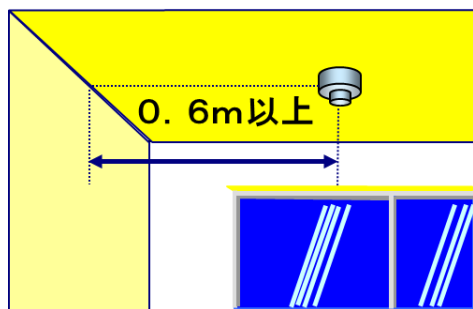


図30-3-11

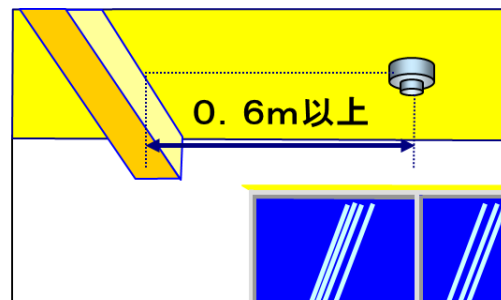


図30-3-12

(2) 第2号

壁の屋内に面する部分に設ける場合にあつては、天井からの距離が下方0.15m以上0.5m位内の位置に設置しなければならない。(図30-3-13参照)

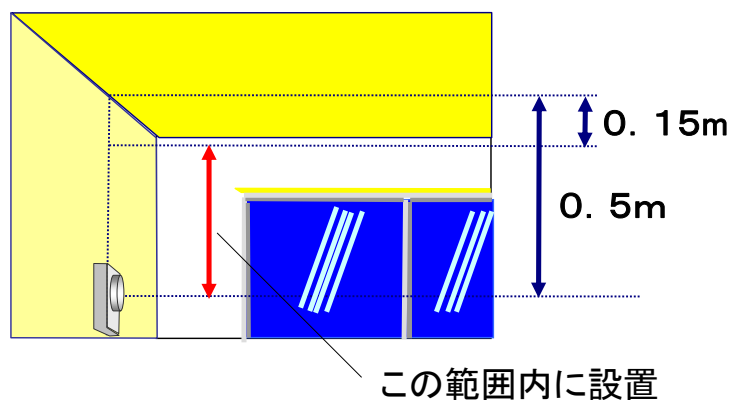


図30-3-13

3 第3項

住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5m以上離れた場所に設けなければならない。（図30-3-14参照）

換気口等とは、火災による煙を感知する障害となるような換気口、エアコンの吹出し口、その他これらに類するものをいい、住宅用防災警報器の機能に支援を及ぼすおそれがあるものが該当する。

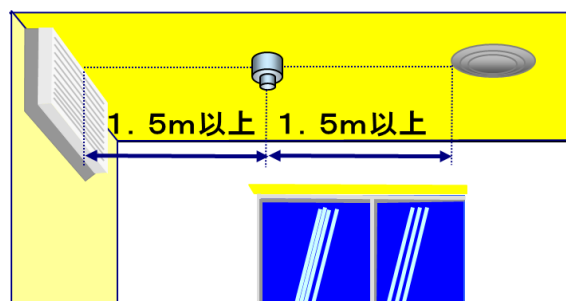


図30-3-14

4 第4項

住宅用防災警報器については、光電式又はイオン化式に分けられる。光電式は全ての場所に設置することができるが、イオン化式のものを設けてよいとされているのは、本条第1項第5号アの廊下に限られている。

イオン化式住宅用防災警報器は、警報器内に放射性物質が含まれている（ただし、密封線源で人体に影響を与える可能性は低いとされている）ことから、2004年（平成16年）に改正された「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号）により、廃棄の際には許可業者等へ委託する必要がある。

なお、2020年（令和2年）6月現在、検定品は存在しない。

5 第5項

住宅用防災警報器の品質を保証するものとして、日本消防検定協会の検査（「鑑定」、2013年（平成25年）4月1日から「品質評価」）に合格した製品にNSマークが貼付されており、購入の目安となっていた。しかし、消防法施行令の一部改正により、2014年（平成26年）4月1日から住宅用防災警報器が検定の対象となったことを受け、同日以降は検定に合格した旨の表示が付された製品の両方が販売されることとなったが、2019年（平成31年）3月31日の経過期間以降は、NSマークの付された製品は販売及び新たに設置することはできないものである。（図30-3-15参照）

鑑定合格マーク	品質評価合格マーク	検定合格マーク
平成26年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から

図30-3-15

6 第 6 項

(1) 第 1 号

いわゆる電池切れとなった際には、72 時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を 72 時間以上音響により伝達することができるものである。

(2) 第 2 号

通常の商用電力が供給されていれば足りるものであり、停電時等においてまで電力の供給を求めるものではないため、非常電源の附置は必要としないものである。

(3) 第 3 号

分電盤から住宅用防災警報器までの配線には開閉器（スイッチ）を設けてはならないものである。（図 3 0 - 3 - 1 6 参照）

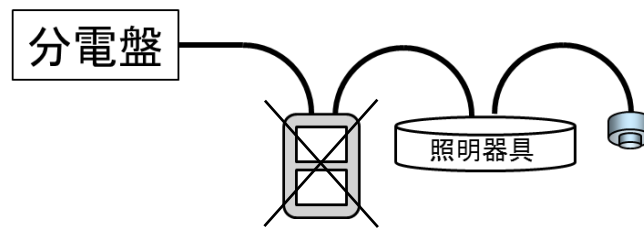


図 3 0 - 3 - 1 6

(4) 第 4 号

電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。なお、当該配線工事には電気工事士の資格が必要である。

(5) 第 5 号

製造から 10 年以上経過した住宅用防災警報器等は、本体内部の電子部品の劣化等の影響により火災の感知が遅れることが考えられるため、交換することが望ましいものである。

(6) 第 6 号

「**自動試験機能**」とは、住宅用防災警報器等が正常に動作していることを自動的に試験する機能のことをいい、機能に異常等が生じた際には 72 時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を 72 時間以上音響により伝達することができるものである。